

兵庫県返礼品等協力事業者登録申込書 兼 変更届

令和 年 月 日

あて先) 兵庫県知事

令和6年度兵庫県返礼品等提供事業者及び返礼品等公募要項に基づき、以下のとおり申請します。

また、申請に当たっては、裏面の確認事項を承諾し、及び兵庫県が必要と認めた全ての税目の納付状況の調査を行うことへ同意します。

所在地	〒 ー	
事業者名	(フリガナ)	
代表者	役職名	
	氏名	(フリガナ)
代表者の住所 (個人事業主 で住所が県外 にある場合)		
事業者情報	電話： F A X： メールアドレス： ホームページ： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 U R L ()	
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話：	
備考 (変更項目)		

※事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更項目もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

裏面有

兵庫県ふるさと納税返礼品等の取扱いに係る確認事項

※以下の項目について、必ず内容を確認の上、チェックをしてください。

- 兵庫県のふるさと納税返礼品等協力事業者登録申請書及び返礼品等登録申請書の記載事項等は真実に相違ないこと。
- 返礼品等の取扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後、協力事業者と兵庫県又は委託事業者で調整を行うこと。
- 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等の内容については兵庫県及び委託事業者へ報告すること。
- 協力事業者は、兵庫県のPRに積極的に努めること。
- 協力事業者（配送事業者を含む。）は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。
- 兵庫県は、品質等に関する保証や苦情対応などについて、一切の責任を負わない。
- 兵庫県は、やむを得ない事情により、返礼品等について、予告なく取扱いを停止することがある。
- 県税のほか、国税、市税等に未納の無いものであること。
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるものであること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び兵庫県暴力団排除条例（平成22年10月兵庫県条例第35号）に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 上記の事由の有無の確認のため、兵庫県が行う調査については、これに同意するとともに、兵庫県が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。